



木板張外壁における 既存防火構造仕様の解説

2007年3月

住環境価値向上事業協同組合

目次

はじめに	／3	
1. 適用	／4	
2. 木板外壁が可能な既存認定	／4	
3. 仕様認定の選択	／5	
4. 各認定の内容	／6	
PC030BE-0021	ダイライト（旭硝子） 910モジュール	／6
PC030BE-0060	ダイライト（大建工業）メーターモジュール以下	／12
PC030BE-0670	かべ震火 910モジュール	／16
PC030BE-0758	モイス耐力壁 一般内装 メーターモジュール以下	／19
PC030BE-0759	モイス耐力壁 モイス内装 メーターモジュール以下	／19
5. 木板外壁の活用と注意点	／23	
①認定の仕様と実際の施工の合致	／23	
②デザイン	／23	
③樹種	／23	
④メンテナンス 塗装、割れ	／23	
⑤雨仕舞	／24	
⑥更新	／24	
⑦建て主への説明と了解（理解）	／25	
⑧木板外壁部分使用の場合の一般部との継ぎ目	／25	
⑨軒裏の防火（重要）	／25	
⑩参考	／25	
委員会名簿	／27	

はじめに

都市計画区域内においては、防火地域及び準防火地域以外の区域においてもほぼ全域で建築基準法第 23 条の指定が行われています。この指定により木造建築物等において、延焼の恐れのある部分の構造を準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能）以上としなければなりません。

一方、国内林業の活性化と地球環境への貢献、地域の町並みへの貢献を考慮したとき、木板外壁の使用という一つの手法が挙げられます。

（財）日本住宅・木材技術センター刊の「ここまで使える木材」では、防火構造が構成されている外壁の表面に木板を取り付けることは問題ないと表現されているものの、実際の現場では、建築主事の判断によりその可否に変動が見られるのも事実です。

そこで、住環境価値向上事業協同組合（略称 S A R E X）では、組合員の皆様からお寄せいただいた外壁仕様におおむね対応可能な防火認定の取得を目指しておりますが、仕様の選定、試験に対するコスト、期間を勘案し、第一段階として各建材メーカーが取得している防火認定の仕様を活用することで、まずは木板外壁の実現が可能な状態を整備することとしました。

本書は、既存の認定を活用するにあたり、防火構造（30 分）の外壁（木造軸組工法、枠組壁工法、軽量鉄骨造等の耐力壁）に区分されている 750 を超える防火認定から、利用可能かつ木板を外壁に張ることが可能な認定を選定し、認定書だけからは読み取れない部分も考慮して設計・施工を行えるように解説を加えたものです。

本書では、木造軸組工法において木板外壁を採用する場合のみの仕様及び一般的な材料に関して解説していますので、ここに挙げる以外の仕上げ等の記載もあります。実際に利用する際には、当該防火認定書の確認をお願いいたします。

平成 19 年 3 月

S A R E X 木製外壁検討委員会

委員長 小野 泰（S A R E X コラボレーター・ものづくり大学准教授）

1. 適用

- ・2007年2月時点での認定仕様です。
- ・木造軸組工法の外壁（耐力壁）防火構造に適用されます。
- ・現在のところ内壁は、大壁のみが対象となります。（真壁認定取得中の仕様有）
- ・建物として防火構造を確保するためには非耐力壁についても同様の仕様で施工することが必要となります。
- ・条件として記載されている仕様は遵守する必要があります。
- ・条件にない部分に関しては、一般的な仕様や建材の施工仕様に準ずることとします。

2. 木板外壁が可能な既存認定

①PC030BE-0021

- ・認定取得者 旭硝子株式会社
- ・構造方法又は建築材料の名称
木製サイディング・火山性ガラス質複層板（ダイライト）張／
グラスウール（ロックウール）充填／石膏ボード裏張／木造軸組造外壁

②PC030BE-0060

- ・認定取得者 大建工業株式会社
- ・構造方法又は建築材料の名称
硬質ウレタンフォーム保温板充填／木板・火山性ガラス質複層板（ダイライト）張
／石膏ボード裏張／木製軸組造外壁

③PC030BE-0670

- ・認定取得者 株式会社エーアンドエーマテリアル
- ・構造方法又は建築材料の名称
グラスウール充填／パルプ・珪酸カルシウム混入／セメント板（かべ震火）表張
／石膏ボード裏張／木製軸組造外壁

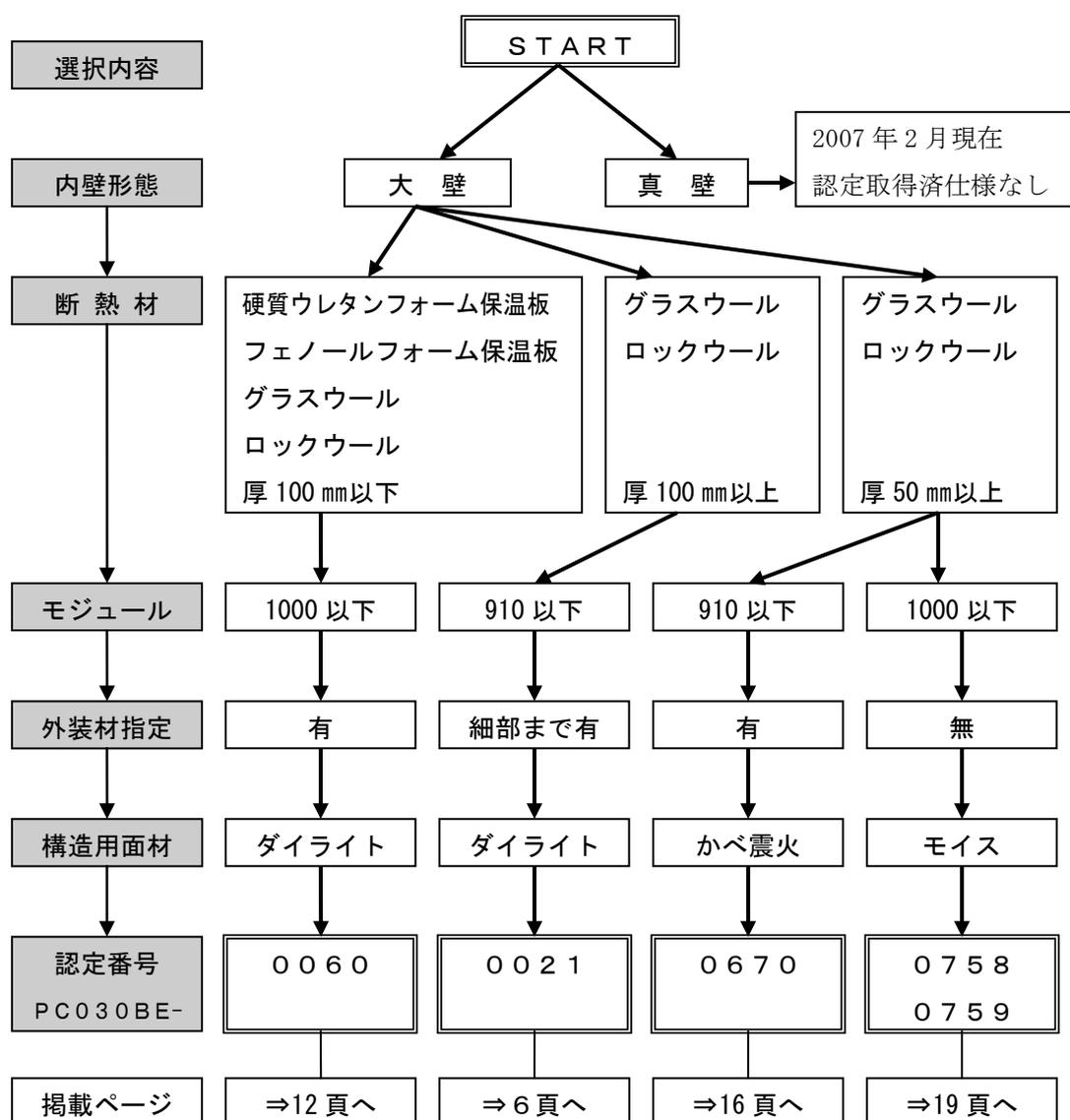
④PC030BE-0758・0759

- ・認定取得者 三菱マテリアル建材株式会社（取り扱い トステム株式会社）
- ・構造方法又は建築材料の名称
グラスウール（ロックウール）充填／珪酸カルシウム板表張／珪酸カルシウム板裏
張／木製軸組造外壁

3. 仕様認定の選択

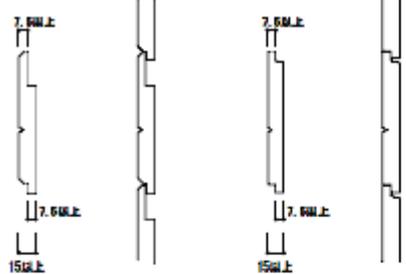
既存の防火認定を利用する場合、前述の4種類の認定（認定そのものは5種有）からの選択となります。その際、認定により各部の仕様が異なるため、計画に適した仕様の選択は必要となります。

下記のシートで内壁の形態・断熱材の種類・モジュール・構造用面材の選択を行うことにより、使用可能な認定が確認できます。



外装材 長辺方向目地納まり

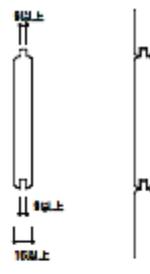
合いじゃくり箱目地付き 合いじゃくり



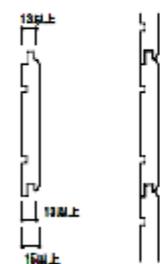
そぎ継ぎ



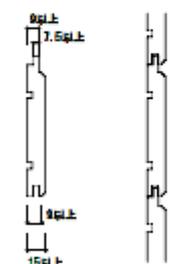
本実その1



本実その2



本実箱目地付き



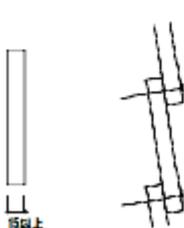
雁い実



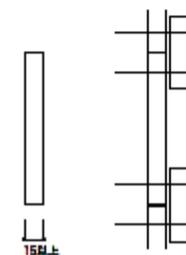
南京下見その1



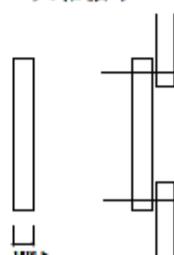
南京下見その2



目板打ち



大和張り



2. 胴縁

縦胴縁の場合:12×45 以上及び 12×90 以上のものを@455 以下で交互に取り付け(木製サイディングの短辺方向の目地(突き付けとなる)部分には必ず 12×90 以上の材を配置)

横胴縁の場合: 上記サイズのを@455 以下で交互に取り付け

留め付け : N65 以上

※特に横胴縁の場合、外壁材が胴縁部分のみへの留め付けとなる部分が発生するため胴縁の厚みを 15 以上とすることを推奨。

※胴縁の樹種も、外壁材の樹種から選択する(ベイスギのみ除外)。

3. 透湿防水紙

厚さ : 0.2 mm以下のもの

留め付け : 幅 10、長 6 以上のタッカー釘を使用
鉛直 500 以下 水平 455 以下

4. 構造用面材 (ダイライト)

厚さ : 9、12、15、18

サイズ : 905×3030 以上 (耐力壁の中間で継手を発生させないため)

留め付け : N50 @150 以下

※ダイライト耐力壁仕様では外周@100 が必要であるため、現実的には@100 とする。

5. 躯体

・柱

断面 : 105×105 以上 集成材・製材

間隔 : 910 以下 間柱でのダイライト継ぎ不可

※認定の取得状態より、耐力壁、非耐力壁に関わらず 30 分の防火認定を確保するためには、ダイライトの継手部分(910 ピッチ)で柱と同径の束等を設ける必要がある。

・間柱 (桝材)

断面 : 27×105 以上

間隔 : 388 以下

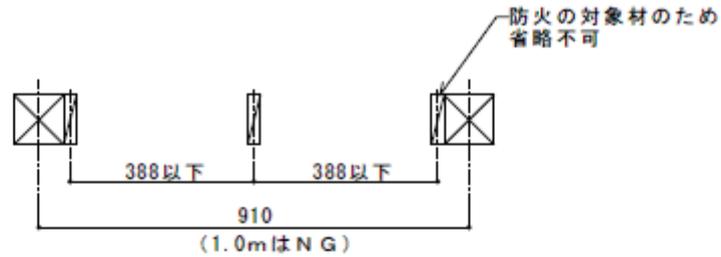
※桝材の間隔を表しているため、間柱と柱の内側に取り付ける桝材を施工することでクリアする。

・ 補足説明

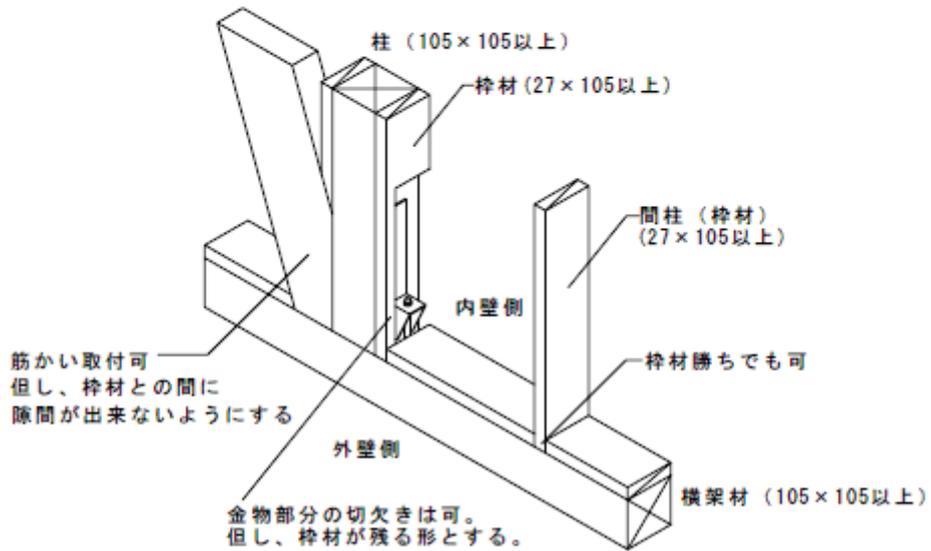
枠材と金物の干渉について

枠材は、防火性能に関係する材のため、貫通する切り欠きは不可となります。

下図のように金物と干渉する場合でも、外壁に面する部分の材を残します。



ダイライトの継ぎ部分の下地は、柱とする。



6. 断熱材（いずれか選択）

①グラスウール

厚さ : 100 以上
密度 : 16 kg/m³ 以上

②ロックウール

厚さ : 100 以上
密度 : 40 kg/m³ 以上

③セラミックファイバーブランケット

厚さ : 100 以上
密度 : 100 kg/m³

※アルミナ・シリカを主成分とした耐火繊維の一種、住宅用の断熱材としてではなく、窯炉の内張り炉材として主に使用されているようである。

※防湿シート厚さ 0.2 mm 以下

通常の防湿層付きグラスウールを使用する場合は、15 ミクロン (0.015 mm) 程度のポリエチレンフィルムが使用されているので、特に影響はない。

7. 内装下地

①石膏ボード（強化石膏ボードでも可）

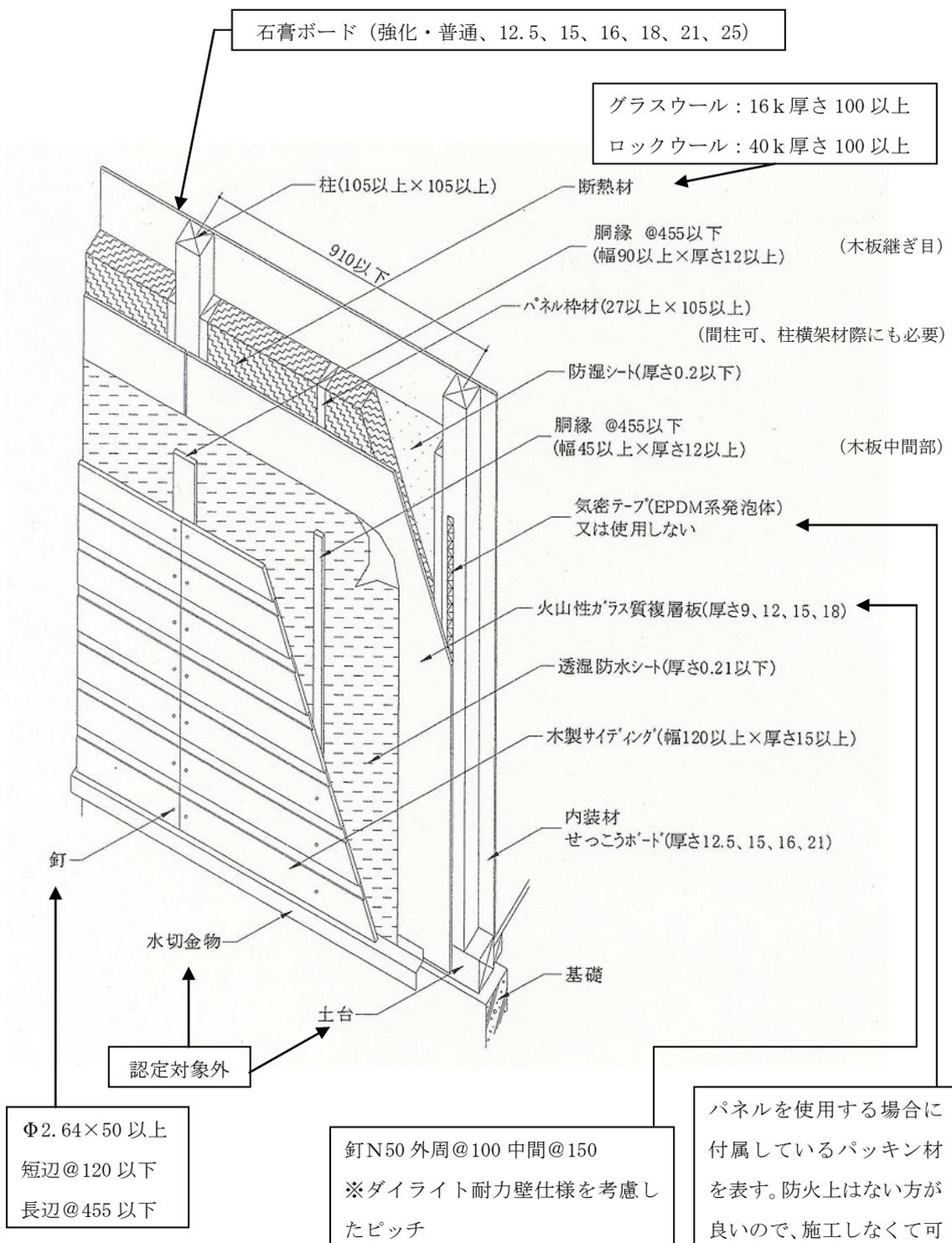
厚さ : 12.5、15、16、18、21、25
留め付け : 釘Φ2.34×38.1 以上
ビスΦ3.5×28 以上
周辺@150 以下 中間@200 以下
下地処理 : パテ 140g/m 以上

※目地処理材は必要でなければ使用しなくても良い。

※表記以外の化粧ボード・ラスボード等は使用不可。

8. 構造説明図

(単位：mm)



1. 外装材

- ・形状
 - 樹種 : スギ、ヒノキ、ベイマツ、アカマツ、スプルース
 - 厚さ : 9 ± 0.5 以上
 - 寸法 : 最大 455 × 4000 最小 110 × 2000

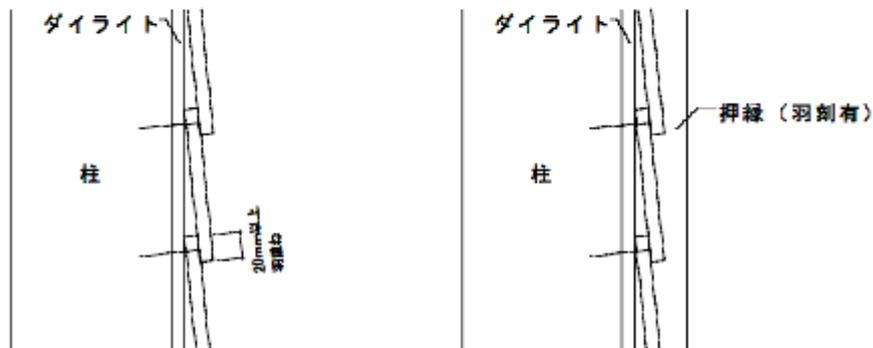
- ・条件
 - 張り方 : 縦羽目板張り (継手: 合じゃくり、本実、突き付け、突き付け目板張り)
 - よろい下見板張り (よろい下見板張り、押し縁下見板張り)
 - 重ね等の条件: 縦張り = 条件なし
 - 横張り = 羽重ね 20 以上
 - 継手 = 受け材芯で乱継ぎ
 - 留め付け : 真鍮釘 Φ1.83 × 32 以上
 - ステンレススクリュー Φ1.83 × 32 以上
 - 鉄釘 Φ1.83 × 32 以上

外装材 縦羽目板張り 継手部詳細



外装材 よろい下見板張り 継手部詳細

よろい下見板張り



2. 胴縁

横胴縁の場合：15×45 以上のものを@500 以下取り付け
(木板縦張り) 木製サイディングの短辺方向の目地(突き付けとなる)部分は胴縁
位置で接合すること。

木板横張り : 胴縁なし

留め付け : N65 以上

3. 透湿防水紙

※アスファルトフェルトも使用可ですが、ダイライトの透湿性能を考
慮し透湿防水紙を推奨。

厚さ : 0.16 mm 以上のもの

留め付け : 規定なし

※透湿防水紙の施工要領に準じた留め付け

4. 構造用面材 (ダイライトMS)

厚さ : 12 以上

サイズ : 最大 1220×3030

最小 455×910

留め付け : 釘 N50、S F N50、C N50

外周@100 以下 中央@200 以下

木ねじ $\Phi 3.5 \times 50$ 以上

外周@100 以下 中央@200 以下

5. 躯体

・柱

断面 : 105×105 以上 集成材・製材

間隔 : 1000 以下

留め付け : 上下とも単ほぞ差しかつ 2-N90 (構造認定の条件により可)

又は、長ほぞ差しかつ 1-N75 にて固定

・間柱

断面 : 45×105 以上

間隔 : 1000 以下

留め付け : 上部ほぞ差し、下部付きつけ N75 斜め打ちにて固定

6. 断熱材（いずれか選択）

①硬質ウレタンフォーム保温板

厚さ : 100 以下

②フェノールフォーム保温板

厚さ : 100 以下

③グラスウール

厚さ : 100 以下

④ロックウール

厚さ : 100 以下

7. 内装下地（いずれか選択）

①石膏ボード（強化石膏ボード）

厚さ : 12 以上（石膏ボード 9.5 以上も可）

サイズ : 最大 1210×3030 最小 910×1820

②石膏ラスボード+石膏プラスター

厚さ : 石膏ラスボード 7 以上+石膏プラスター 8 以上

サイズ : 最大 1210×3030 最小 910×1820

③石膏ボード+難燃合板

厚さ : 石膏ボード 12 以上+難燃合板 9 以上

サイズ : 最大 1210×3030 最小 910×1820

④難燃合板+石膏ボード

厚さ : 難燃合板 9 以上+石膏ボード 12 以上

サイズ : 最大 1210×3030 最小 910×1820

⑤ダイライト（MK）

厚さ : 12.5 以上

サイズ : 最大 1210×3030 最小 910×1820

1. 外装材

- 形状 : 木質系サイディング、木質系下見板（横張り、縦張り）
 具体的な形状指定なし
- 条件 : 釘またはビスにて留め付け

2. 胴縁

- 縦横とも : 12×48 以上のものを@455 以下取り付け又は取り付けない
 ※認定上の表記はありませんが、加熱時の躯体温度上昇の抑制と、
 躯体の調湿に係る効果も考慮し、厚 15 以上の胴縁施工を推奨
- 留め付け : 指定なし
 ※N65 以上を推奨

3. 透湿防水紙 ※建物の防水性能を考慮し取り付けを推奨

- 厚さ : 規定なし
- 留め付け : 規定なし
 ※透湿防水紙の施工要領に準じた留め付けとなる。

4. 構造用面材（かべ震火）

- 厚さ : 9 以上
- サイズ : 規定なし（中間部での継ぎが可能）
- 留め付け : 釘 N50
 外周@100 以下 中央@200 以下
 木ねじ $\Phi 3.5 \times 38$ 以上
 外周@100 以下 中央@200 以下
 ※かべ震火耐力壁の仕様では木ねじは不可。

5. 躯体

・柱

- 断面 : 105×105 以上 構造用集成材・製材
- 間隔 : 1820 以下

・間柱

- 断面 : 45×105 以上（構造用面材目地部・内装材目地部）
 30×105 以上（面材中央部等）

間隔 : 455 以下 (柱含む)

6. 断熱材 (いずれか選択)

① グラスウール

厚さ : 50 以上

密度 : 10 kg/m³

留め付け : 指定なし

※工業用ステーブル ステンレス又は鉄

内幅 9.6 以上 足長 10 以上 推奨

② ロックウール

厚さ : 50 以上

密度 : 10 kg/m³

留め付け : 指定なし

※工業用ステーブル ステンレス又は鉄

内幅 9.6 以上 足長 10 以上 推奨

7. 内装材

① 石膏ボード

厚さ : 9.5 以上

留め付け : 釘 GN40

外周@150 中間部@200

タッピンねじ Φ3.8×28 以上

外周@150 中間部@200

目地処理剤 : 石膏ボード用目地処理剤又は合成樹脂エマルジョンパテ

塗布量 200g/m以下

8. 構造説明図

(単位：mm)

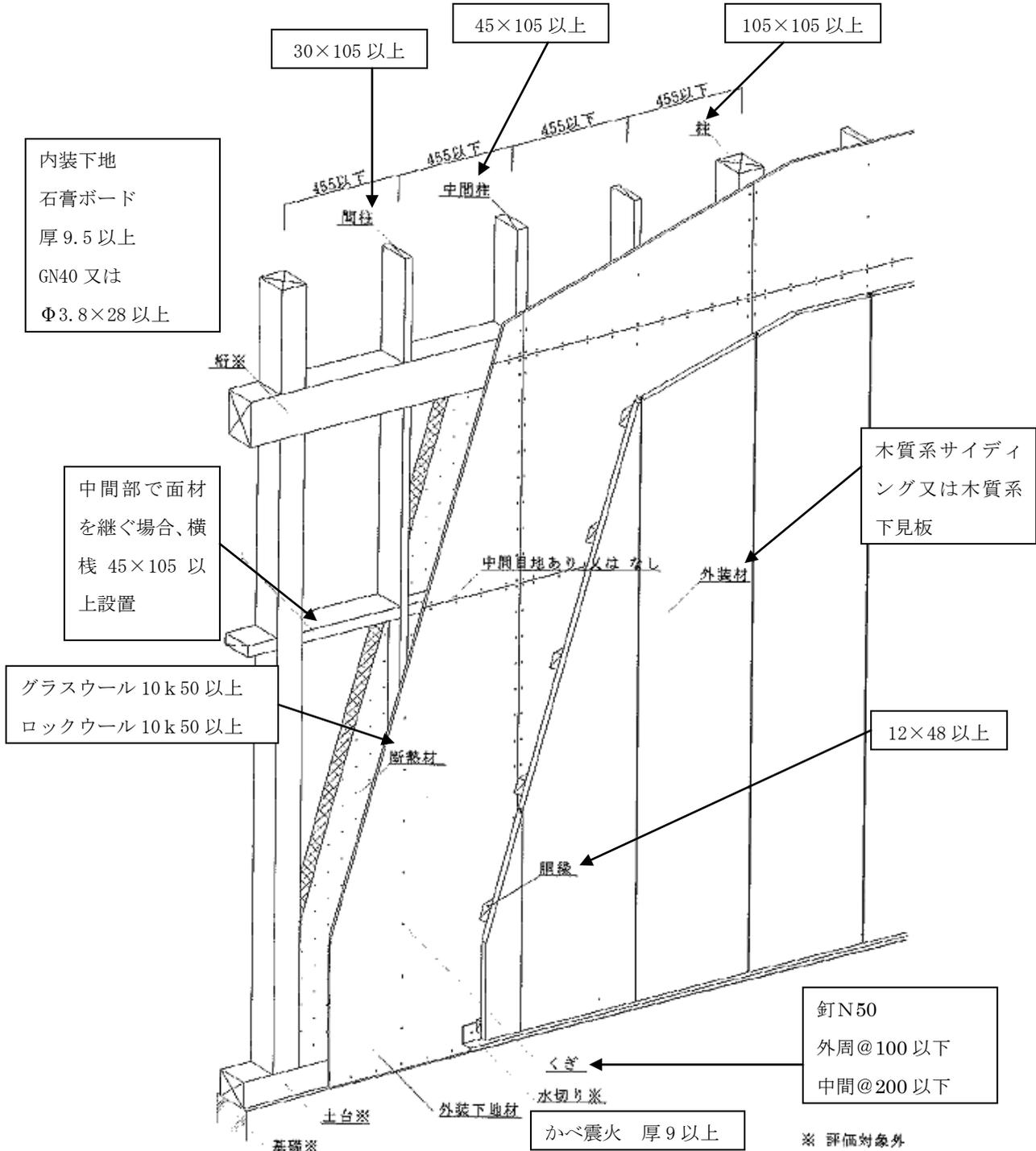


図5-1. 乾式工法(外装材(縦張り)通気工法)(構造説明図)
〔外装材：くぎ留め・金具留め〕

PC030BE-0758	モイス耐力壁	一般内装	メーターモジュール以下
PC030BE-0759	モイス耐力壁	モイス内装	メーターモジュール以下

1. 外装材

- 形状 : 指定なし 木板使用可 (外装材の取付仕様に準じる)
 条件 : 指定なし
 ※主事により、通気層を設けるよう指導される場合あり。

2. 胴縁

- 縦横とも : 15×45 以上のものを@500 以下取り付け
 ※認定上の表記はありませんが、主事により指導される場合があるため、加熱時の躯体温度上昇の抑制と、躯体の調湿に係る効果も考慮し、胴縁施工を推奨する。
 留め付け : N65 以上

3. 透湿防水紙 ※建物の防水性能を考慮し取り付けを推奨

- 厚さ : 規定なし
 留め付け : 規定なし
 ※透湿防水紙の施工要領に準じた留め付けとなる。

4. 構造用面材 (モイス)

- 厚さ : 9.5 以上
 サイズ : 規定なし (中間部での継ぎが可能)
 留め付け : 釘 N50
 外周@100 以下 中央@200 以下 縁端距離 12 以上
 木ねじ $\Phi 2.8 \times 40$ 以上
 外周@100 以下 中央@200 以下
 ※モイス耐力壁の仕様では不可。耐力壁とする場合は、PS4041W ラスパート (MAX : $\Phi 4.0 \times 41$) とする必要あり。

注 : モイス (壁倍率 2.7 (認定番号 FRM-0115)) は、珪酸カルシウム板 (JIS A 5430) という分類となるが、同じ JIS 分類となる石綿珪酸カルシウム板 (JIS A 5430) (壁倍率 2.0) (S56 建設省告示 1100 号) は平成 16 年の改正により、削除されているので、実質モイスのみの防火認定となる。

5. 躯体（JAS 適合の針葉樹構造材）

・柱

断面 : 105×105 以上 単板積層材・集成材・製材

間隔 : 500 以下（間柱含む）

・間柱

断面 : 45×105 以上（構造用面材目地部・内装材目地部）

30×105 以上（面材中央部等）

間隔 : 500 以下（柱含む）

6. 断熱材（いずれか選択）

①グラスウール

厚さ : 50 以上

密度 : 16 kg/m³

留め付け : 工業用ステーブル

ステンレス又は鉄 内幅 9.6 以上 足長 10 以上

②ロックウール

厚さ : 50 以上

密度 : 20 kg/m³

留め付け : 工業用ステーブル

ステンレス又は鉄 内幅 9.6 以上 足長 10 以上

7. 内装材（いずれか選択）

①モイス（モイスを使用する場合 認定番号 0759 となります）

厚さ : 6 以上

留め付け : フィニッシュネイル（鋼性又はステンレス製）

Φ1.05×25 以上

鉄丸釘 N25 以上

タッピンねじ Φ3.5×25 以上

木ねじ Φ2.1×25 以上

ドリリングタッピンねじ Φ3.0×25 以上

周辺@100 以下 中間@200 以下

(以下の内装下地等を使用する場合 認定番号 0758 となります)

②JAS 普通合板、JAS 構造用合板、JAS 構造用パネル、JAS 単板積層板、JAS 構造用単板積層板、JAS 針葉樹の造作用製材、JAS 広葉樹の造作用製材、建築用防火木材 (JIS A 5801)

厚さ : 9 以上

③インシュレーションファイバーボード、ミディアムデンシティファイバーボード、ハードファイバーボード (全て JIS A 5905)

厚さ : 9 以上

④珪酸カルシウム板、スレートボード、スラグ石膏板 (全て JIS A 5430)

厚さ : 9 以上

⑤パーティクルボード (JIS A 5908)

厚さ : 9 以上

⑥石膏ボード又は強化石膏ボード (JIS A 6901)

厚さ : 9 以上

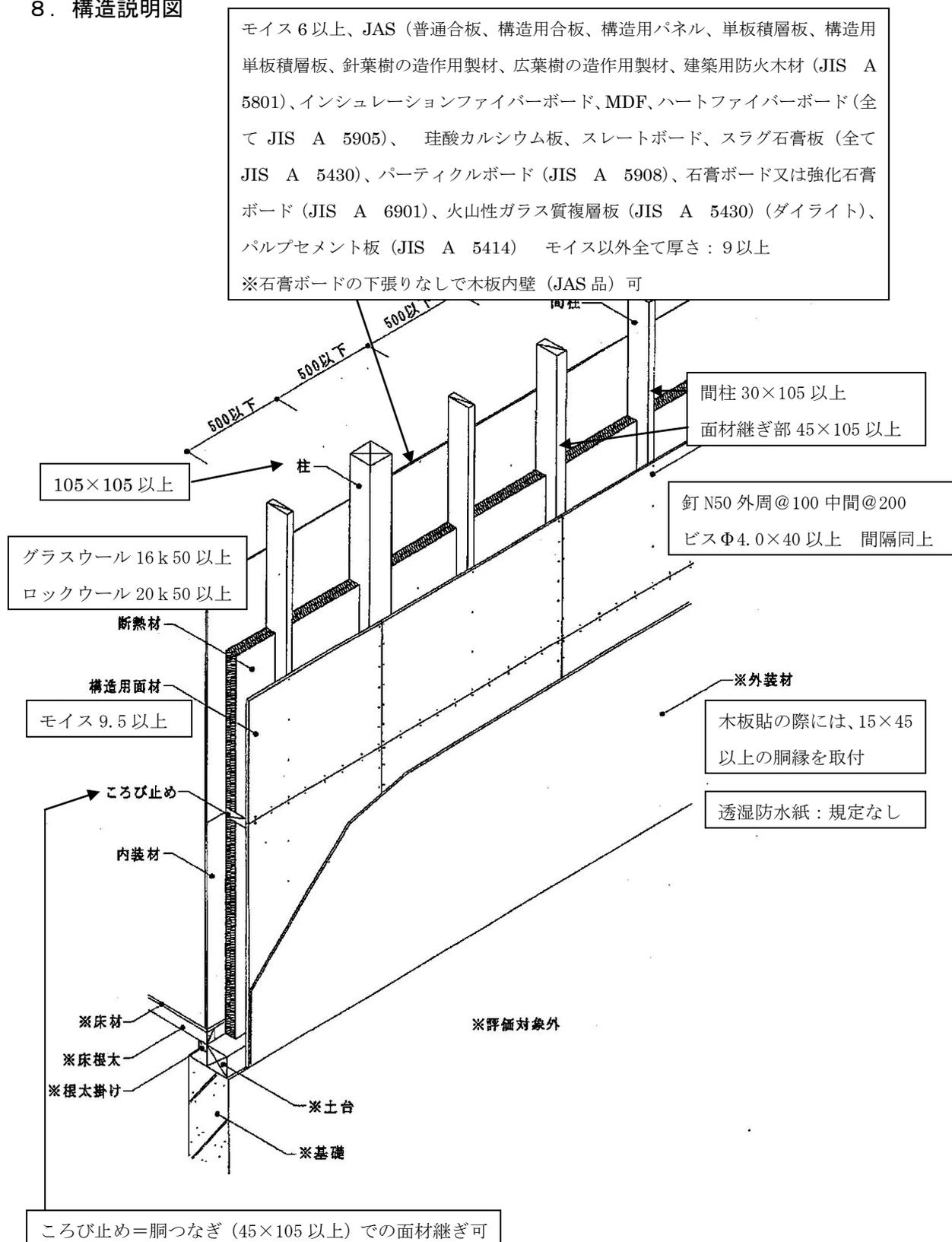
⑦火山性ガラス質複層板 (JIS A 5430) (ダイライト)

厚さ : 9 以上

⑧パルプセメント板 (JIS A 5414)

厚さ : 9 以上

8. 構造説明図



5. 木板外壁の活用と注意点

①認定の仕様と実際の施工の合致

各防火認定で提示されている仕様は、認定を受けた使用部材や施工状態での効果が確認（実験により）されたものですので、その仕様を現場で実現できるような計画とチェックが必要となります。

実際の検査等では検査を行う検査官がそれらの仕様を全て認識しているわけではないため、仕様との相違を見逃されることが多いと思われます。

しかし、施主との契約を行った以上、防火認定を使用する場合にはその仕様に合致した建物を提供する義務が発生しますので、検査のためでなく、施工者の請負責任として正しく仕様を遵守した施工を行うよう心がける必要があります。

②デザイン

木板外壁を採用する場合、既存の認定にはそれぞれに制限があり、自由なデザインを確保することが難しい場合があります。

例えば、木板外壁を取り付けた壁においては、内壁を真壁とすることが出来る防火認定は、今のところありません。取得予定の状況です。和室などデザイン上内壁に真壁を設けたい場合には、その部分の外壁は木板には出来ないということになりますので、平面計画によって延焼の恐れのない位置に配置するか、木板外壁をその部分のみ別の防火仕様とするか、認定に合致する大壁として付け柱などで化粧とするといった方法が考えられます。

また、部分張りをするなど、本仕様書の防火認定にかかる部分とそれ以外の防火認定を受けた仕様等の組み合わせを行うことでメリハリのある表現と、内壁の自由度が確保できると思います。

③樹種

木板外壁の樹種の選定については、デザイン性もさることながら耐久性を考慮する必要があります。

原則として、外壁材が一次防水となることから、仕上げ部分で、雨水の浸入が防げるよう、耐久性のある材料の選定が重要となります。10年間の雨漏りに対する保証義務もあることから、仕上げ材の劣化による雨漏りを発生させないよう、樹種の選択や木板の保護等を考慮する必要があります。

④メンテナンス 塗装、割れ

木板外壁の耐久性を上げる一つの方法として、木材保護塗料等を用いる方法が挙げられます。この場合、風雨や紫外線の影響を受け、木材保護塗料の劣化が起きるため、

塗り替え等のメンテナンスが必要となってきます。その際に、多大なコストがかかるようですと、メンテナンスが困難になり、想定された耐久年数を待たずに木板の劣化が起きることが考えられます。

塗装方法の注意としては、木板外壁材の小口（切断部含む）や実部分への塗布を忘れないようにする必要があります。特に実の部分などは、耐久性の問題の他に、木材の収縮で無塗装部分が現れ、美観的に問題となる可能性が高いでしょう。

木板は、外部での使用となりますので、過乾燥した木材の場合変形を起こす事が考えられます。梱包を解いてすぐに張るのではなく、十分な期間外気にさらして変形等を確認してから張るとよいでしょう。自然乾燥材のほうが安定するようです。

考え方を変えて、足場を掛けずにメンテナンス可能となるような1階部分やバルコニー部分に使用部位を限定しデザイン的なコントラストを出すといった方法も考えられます。

⑤雨仕舞

木板外壁の場合、木材の変形およびサッシ等との取り合いにおいて2次防水面へ雨水が浸入してしまう可能性があります。原則、外壁仕上げより内部に水を入れない納まりとしますが、万が一のときを考慮し、2次防水（透湿防水紙等）の施工を確実に行ってください。

特に窓廻りに関しては、窓台部分に先行で防水紙を設置し、防水テープを確実に設置することで防水性能を確保しましょう。

下見板張りなど、サッシ枠と外壁板の接点においてシーリング等の施工が困難な納まりとなる場合は、窓廻りにモールディング等を取り付け、窓廻りの防水を確保しやすいような形とする必要もあるでしょう。

⑥更新

建物の躯体より先に木板外壁が劣化することは間違いないと考えられます。その場合、交換が行いやすいような取り付け方法も考慮しておくとい良いでしょう。

木板の交換を行う場合、実形式の材料ですと劣化部分の周囲まで剥がして交換することで、実を傷めないように交換することが可能です。そこで、デザイン上の問題や劣化の問題もありますが、取り付ける際に、ビス等を用いることで交換部分の周囲までいためずに剥がせるような状態での留め付け等を考えてみることも良いかと思えます。

ビスの選定に関して注意が必要です。木材に含まれるフェノール成分と、鉄分が反応すると木材の黒変が起きます。黒い雨だれのような状態になるため美観上クレームとなる可能性が非常に高いため、ステンレス製のビスを使うとい良いでしょう。

⑦建て主への説明と了解（理解）

木板は、材料の性質上均一な品質ではなく、諸条件により変形や耐久年数の違いが現れます。建て主の意識と施工者の木板外壁に対する認識の統一を図っておかないと、症状が出た時点で建て主側の反応として、こんなはずではなかったという状態に陥る可能性があります。

そういったことを回避するために、木板外壁を採用するに当たって、木板の性質や特徴、長所や欠点を全て説明し、維持に必要なメンテナンス要否の判断方法などを提示して、それらを理解し、かつ了解を得た上で採用するように手順を踏む必要があります。

また、防火認定は、実際に火災が起きた場合に、避難時間が確保できるように 30 分間躯体が燃え落ちないようにするためのものですので、外壁の木板は燃えないということではないということも説明し理解を得ることが必要です。

⑧木板外壁部分使用の場合の一般部との継ぎ目

木板外壁を部分的に使用する際、他の部分との防火的な見切りと、雨仕舞的な見切りを考慮する必要があります。

外壁部分で防火を確保している仕様との隣り合わせに関しては、防火上のラインが途切れないよう防火部品や不燃材等で構成する必要があります。

木板と別の仕上げで仕上がりの厚さが異なる場合には、それらを考慮した雨仕舞を検討する必要があります。

⑨軒裏の防火（重要）

建築基準法第 22 条、第 23 条において軒裏に関しては、法規制の対象とはなっていません。しかし、法律上の規制がないことによって、建物の安全性について担保できているということにはなりません。

可燃物である木材が外壁に張られている状態で、外部からの延焼により着火した場合、その燃え上がる先である軒裏が可燃性であったり、吸気口等により炎を屋根裏に引き込む状態であることは、建物の安全を考える上で、問題があるといわざるを得ません。

よって、それらの部分について以下の防火対策を講じておくことを強く推奨します。

- ・吸気口の防火ダンパー使用
- ・軒裏の防火構造化 等

⑩参考

- ・防火認定実験に見る燃え落ちに関する状況

防火認定の実験（＝火災時）に弱点となる部分があります。実際に防火構造とする

場合にはそれらの部分に注意することで、認定仕様をたどるだけでなく、猛火に関する考え方もある程度把握しておくことは有用だと思います。

壁面の燃え落ちに関しては、防火面材の継手部分からの燃えぬけがあります。防火面材が炎に対したときに、最も弱点となる部分が継手部分です。特に、突きつけの場合にはその部分から熱が進入する可能性が高く、その継手部分の下地となる躯体材が小径だった場合には、その木材が燃えて、躯体内に炎が進入し、内部から燃え落ちる状態となります。よって、継手部分の木材の設定に関しては、極力大きな部材を選定するよう心がけたほうが良いでしょう。

また、防火面材や下地材の割れや欠け等は防火上弱点となりますので、施工時にそれらの不具合がないか注意が必要です。

平成 18 年度 S A R E X 木製外壁検討委員会

委員会名簿

委員長 小野 泰 (ものづくり大学)

委員 青木 哲也 (株青木工務店)
小林 伸吾 (株小林建設)
山田 一元 (株山田建設)
河村 享一 ((財)住宅保証機構)
田口 隆一 (ARU田口設計工房)
野辺 公一 (株オブコード研究所)

事務局 船水 晴美 (S A R E X事務局)

19 3 22

158-0084

2-15-13

TEL 03-6425-3909 FAX 03-6425-3910 e-mail info@sarex.or.jp